

## 出資法人等に関する定期調査の結果について (令和7年度定期調査(令和6年度決算))

苫小牧市自治基本条例(平成18年条例第39号)第19条第2項の規定に基づき、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について調査及び検討を行いましたので、その結果について報告します。

市は、市の施策目的を実現するため、法人等の資本金や基本財産等への出資・出捐、法人等への補助、人的援助(職員の派遣)などを通じて、法人等の財政基盤に関与しています。これらの関与については、行政の肥大化の抑制や行政コストの削減等を図り、財政の健全化を不断に推進する観点から、定期的な見直しが必要です。

今回の定期調査では、当該法人等が果たしている公共的役割や、市が当該法人等に関与するに至った経緯とその理由を踏まえた上で、現在、市が行っている関与の目的が達成されているか、また、関与の効果や必要性について検討を行いました。

なお、この出資法人等に関する定期調査は3年ごとに実施し、その結果を公表するものです。

### 1 令和7年度定期調査の対象となる法人等

出資法人等に関する関与の状況の定時公表(令和7年9月苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課公表)において対象となる41法人等のうち、次のいずれかに該当する2法人等を除いた39法人等を対象とします。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 当該法人等の資本金等の総額に占める市の出資の総額の割合が2分の1以上であるもの
- (3) 当該法人等への関与が法令等により義務付けられたものであるもの

### 2 出資法人等に対する出資等の評価

本調査では各出資法人等との関与について、目的、効果、必要性のほか、総合評価として今後の関与における方向性の評価を行いました。各出資法人等の評価結果は、別紙の評価結果一覧及び「出資法人等に関する定期調査」調査票のとおりです。

- (1) 細項目評価・・・各評価項目にそれぞれ4つの細項目を設定し、所管課等がa～dの4段階で評価しています。各評価項目に関連する具体的な細項目を示すことで、客観性のある評価としています。
- (2) 所管課評価・・・細項目評価の結果を基にしてA～Dの4段階で評価したものです。
- (3) 総合評価・・・出資法人等への関与の目的、効果、必要性を踏まえ、今後の関与における方向性を明記しています。

### 3 出資等評価委員会による検討結果

出資等評価委員会は、調査対象法人等の所管課から提出された調査票に基づき、総合的な見地から関与を継続する妥当性について検討しました。

#### (1) 出資・出捐について

市が出資、出捐を行っているのは、それぞれ19団体あり、総合評価（今後の関与における方向性）は、全て「維持」としています。

出資法人等については、配当の有無に関わらず、公益的・公共的な理由等から関与を継続することに妥当性があると判断しました。

今回の定期調査において、関与の縮小や廃止が必要とされる出資法人等はありませんでしたが、出資を引き揚げる場合には、相当な理由が必要であり、株式を適正価格で売却できるかどうかなど、慎重に検討する必要があります。さらに、出捐については、当該法人が市の求めに応じて出捐金を返還する義務を負わないため、市が新たに出資・出捐を行う場合には、慎重な議論が求められることに留意する必要があります。

#### (2) 補助について

市が補助金を支出しているのは5団体ありました。

市では、安定した財政運営を図るため、各種事務事業の継続的な見直しを行っており、補助金についても、当該法人等との協議を重ねながら、予算編成時に財政部と各部とのヒアリング等で恒常的に見直しを行っています。これらの状況から、補助金の支出は適正であると判断しました。

#### (3) 派遣について

市が一般職の職員を派遣しているのは6団体ありました。このうち、公益財団法人道央産業振興財団と一般社団法人苫小牧観光協会の2団体については、苫小牧市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年条例第4号）の規定に基づき、常勤の職員として派遣しています。

いずれの派遣先も業務が公益の増進に寄与するとともに、本市の事業と密接に関連していることから、一般職の職員を派遣することは妥当であると判断しました。

出資等評価委員会の検討結果は以上のとおりであり、調査時点において市が出資法人等に対する関与を継続することは妥当であるとの結論に至りました。今後も関与の目的、効果、必要性等の観点から関与の妥当性について日頃から留意し、継続的な見直しを図ることが必要です。